

大崎上島町立大崎小学校 不祥事防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 大崎上島町立大崎小学校教職員の不祥事防止、服務規律の確保の徹底を図るため、大崎上島町立大崎小学校不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事防止のための研修プログラムの企画及び職場状況の把握に関すること。
- (4) 前各号に挙げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長をもって組織する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、教頭・体罰・セクシャル・ハラスメント相談窓口担当者及び委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は令和 6年 4月 1日より施行する。